

令和3年度事業計画

就労定着支援事業所 Joy to Work

1. 目的

障害者総合支援法に基づき、就労移行支援等を利用し、一般就労した方の就労に伴う生活上のニーズに対応できるよう就労定着支援のサービスを提供し、就労後の定着が図れるよう、利用される方の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って個別支援計画を作成し必要な支援及びサービスの提供を適切に行う。

2. 事業所の重点目標

① 就労定着支援

就労者の就労（職場）定着が図れるように、就労先及びGH、ご家族と連携を強化し生活上の支援ニーズの把握に努め支援スキルを高めていく。

② 個別支援計画の作成及び支援の提供

利用者の方の障がい程度や心身の状況、及びご本人の方やご家族のニーズに沿って、個別支援プログラムを作成し、より質の高い支援とサービスの提供を行う。

③ 会社訪問及びケア会の実施

会社訪問を行うと共に、定期的に関係機関を交えてのケア会を実施して、情報共有を行い就労定着支援に取り組んでいく。

④ 苦情処理解決

福祉サービス第三者評価システム・苦情処理解決システムの導入を行うことにより、当該施設の具体的な現状及び課題を把握し、利用者本位の良質なサービス提供が出来るよう、サービスの質の向上に努める。

⑤ 情報公開の充実

ホームページや広報誌の質の向上に努めると共に、積極的に情報公開を行い透明性を高めていく事で第三者から信用を得る事業所運営に努める。また、第三者評価受審に向けた準備に取り掛かる。

⑥ 利用者に対する虐待防止対策

障害者虐待防止法及び障害者差別解消法を遵守し従業者の資質向上を図ると共に、利用者の方の権利利益の擁護を図る。

⑦ 他の機関との連携

障害者就業・生活支援センター・医療機関・社会福祉協議会などの関係各機関との連携を図り、サービス提供の幅を広げていく。

⑧ 感染症対策

利用者の方が健康且つ安心して就労先にて働く事ができるように、企業等と連携し情報共有を行い感染症対策に取り組んでいく。

3. 支援内容

◇就労定着支援（期間：3年間）

月1回以上、利用者の方との対面支援の中で、相談に応じて生活面の課題を把握するとともに、月1回以上、企業を訪問し、就労先や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を提供する。また、GH等の居住場所に訪問を行う事で、就労に伴い生じている生活面の課題に対して助言を行い、生活リズムの確立を図り就労定着に結び付けていく。

① 就労定着支援記録票の記載及び課題

企業等で話し合った内容や課題について就労定着支援記録票に記載し、課題等を拾い上げ課題に対して支援を行っていく。また、就労定着支援計画書を企業等に提示して支援の統一に繋げる。

- ② 企業訪問の実施
月に1回以上は企業訪問を行いつつ、対面支援を実施する。また、必要に応じて訪問回数を増やしていく。
- ③ 連絡及び情報把握
企業訪問に限らず、定期的に電話連絡を入れて情報把握に努める。緊急性を要する事案があれば速やかに企業訪問を行っていく。
- ④ 企業に対しての提言及び助言
企業からの要望に対して、提案や助言を行っていく。また、職場内での環境及びツールの作成についても利用者さんの特性に応じて企業と協力して行っていく。
- ⑤ 企業、ご家庭、各関係機関の連絡調整
企業、ご家庭、各関係機関との連携を円滑に進める為に、連絡調整を行いつつ必要に応じて情報交換を行っていく。
- ⑥ 自宅等訪問
就労定着支援員がGH等の自宅訪問を行い、生活状況把握し、課題に対して助言を行い、生活リズムの確立を図っていく。
- ⑦ 連絡及び情報把握
GH及び自宅の訪問日以外にも、定期的に電話連絡を入れて状況把握を行い、緊急性があるようであれば、速やかに訪問等を行っていく。
- ⑧ 相談及び助言
GH等の自宅訪問を行い、生活面、仕事面での課題に対して助言を行っていく。

4. 従事者の努力目標

- ① 法令等の情報を収集し、利用者の方・ご家族の方に提供していく。
- ② 虐待防止法、差別解消法施行に伴い倫理綱領・従業者行動基準を遵守するとともに自己への振り返りに努める。
- ③ キャリアパスプログラムに基づいて、専門職として資質の向上と、協調の精神と和(チームワーク)を大切にする。
- ④ ご家族及び地域との信頼ある関わりを深める。
- ⑤ 従事者間の連携を密にし、実施する諸事業の充実を図る等、在宅福祉向上に努める。
- ⑥ 法人他事業所相互の交換研修を実施し、障がい者への理解を深め支援技術の向上を図る。
- ⑦ 利用者の方のプライバシーを尊重し、個人情報漏洩防止や虐待防止に努める。